

小田原市国基準訪問型サービス（旧来の介護予防訪問介護相当）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A 2	1111	訪問型独自サービスⅠ（※1）	イ 訪問型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	1,176	1月につき
A 2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	39	1日につき
A 2	1211	訪問型独自サービスⅡ（※2）	ロ 訪問型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	2,349	1月につき
A 2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	77	1日につき
A 2	1321	訪問型独自サービスⅢ（※3）	ハ 訪問型サービス費（独自）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	3,727	1月につき
A 2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	（Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	123	1日につき
A 2	2411	訪問型独自サービスⅣ（※4）	ニ 訪問型サービス費（独自）（Ⅳ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度） ※1月の中で全部で4回まで	268	1回につき
A 2	2511	訪問型独自サービスⅤ（※5）	ホ 訪問型サービス費（独自）（Ⅴ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度） ※1月の中で全部で8回まで	272	1回につき
A 2	2621	訪問型独自サービスⅥ（※6）	ヘ 訪問型サービス（独自）（Ⅵ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） ※1月の中で全部で12回まで	287	1回につき
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算	1月につき
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算			所定単位数の 15%加算	1月につき
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1日につき
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算	1回につき
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算	1月につき
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1日につき
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算	1回につき
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			所定単位数の 5%加算	1月につき
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1日につき
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の 5%加算	1回につき
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ト 初回加算		200単位加算	200
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ			(1)生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位加算	100
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	チ 生活機能向上連携加算		(2)生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位加算	200
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ			(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	リ 介護職員処遇改善加算		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	
A 2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算	
A 2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算	
A 2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000	
A 2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	ヌ 介護職員等特定処遇改善加算		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000	
A 2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1/1000 加算	

（※1）週1回程度の利用を想定する者で、提供回数が4回/月を超える場合に使用。

（※2）週2回程度の利用を想定する者で、提供回数が8回/月を超える場合に使用。

（※3）週2回を超える利用を想定する者で、提供回数が12回/月を超える場合に使用。

（※4）週1回程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が5回/月を超える場合は、「1111(1,176単位)」を使用。

（※5）週2回程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が8回/月を超える場合は、「1211(2,349単位)」を使用。

（※6）週2回を超える利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が12回/月を超える場合は、「1321(3,727単位)」を使用。